

武石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
本日は、意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まりいただいた。  
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

**1. 意見書案の送付先について**

武石委員長 初めに、意見書案の送付先についてである。  
1 ページの資料1、意見書案送付先一覧表案をごらんいただきたい。  
以上、意見書案8件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。  
なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなるが、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみなすこととしたいので、御了承願う。

(了 承)

武石委員長 また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会した時点から1時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。

(了 承)

**2. 議員派遣について**

武石委員長 次に、議員派遣についてである。  
高知県・ベンゲット州友好提携40周年記念訪問への派遣については、募集の結果、5名の参加希望があった。

このことについては、召集告示後の議運で、議員派遣は3名を限度としていたので、正副委員長において調整を行い、坂本孝幸議員、浜田英宏議員、橋本敏男議員の計3名を議員派遣の対象とすることとしたいので、御了承願う。

(了 承)

武石委員長 なお、議員派遣については、会議規則により、議会の議決が必要であるので、正副委員長でその案を作成し、17ページの資料2にお示ししてある。

この案により、議運の委員の連名で、閉会日の本会議に提出してはと思うが、いかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。  
議事手続については、閉会日の議運で改めてお諮りすることとする。

(了 承)

3. その他

武石委員長 次に、その他であるが、本日、10月31日付で1人会派である新風会とくろしお無所属の会がそれぞれ解散し、新たに11月1日付で新風・くろしおの会を結成する旨の届け出があった。

ここで、野町議員から発言がある。

野町オブザーバー 御紹介いただいたように、きょう付で、それぞれの解散届と新会派の結成届の提出をさせていただいた。

年度途中ということで、皆様には大変ご迷惑をおかけするかもしれないが、よろしく願います。

武石委員長 よろしく願います。

この会派異動に伴いいくつか協議すべき事項があるが、改めて、閉会日10月15日の議運で御協議いただくこととするので、御了承願う。

(了 承)

武石委員長 この点について、何か御質問があれば。

(な し)

武石委員長 それでは、御了承いただいた。  
ほかに、その他で何かないか。

桑名委員 本会議が終わり、気づいた点があるのだが、本会議での質問の中の再質問と再々質問のあり方が、ちょっと今曖昧になっているのではないかと思う。  
要は、1問目に出てきていない人が2問目で答弁したりとかということである。  
そここのところを整理しておいたらいいかと思うので、御協議いただきたい。

武石委員長 この点について、御意見、御質問があればどうぞ。

西森副議長 今回、一般質問で、公明党の黒岩議員もそういう形で、1問目は文化生活部長に問うていなくて、2問目で問うたということがあった。

黒岩議員に確認してみたところ、当初は、教育長と文化生活部長の両方に問う形になっていたらしい。そして、そのすり合わせの中で、教育長と一緒に答弁するという形になった。その中で、再質問で文化生活部長に問うかもしれないということとで執行部に確認をしたところ、それは構わないということであった。そのため、通告書には答弁者のところに文化生活部長の名前がそのまま残されていて、本会議でああいう形での2問目の質問になったということであった。

そここのところ、御了解をいただきたい。

武石委員長 地方議会運営辞典を参考にすると、こういう一節がある。

2回目、3回目の質問というのは、1回目の質問に対する答弁に対して疑義が生じた、あるいは答弁が不十分であった場合に、再度質問をすることを許す趣旨のものであるという表現である。

これまで高知県議会も、こういう趣旨にのっかって再質問、再々質問をするということとなった経過があるので、桑名委員から提起があったこの課題については、この趣旨に沿って運用するというのでいかがかと思う。

三石議長、西森副議長ともこの件について協議をしたが、議事運営の面からも、混乱を避けるため、ぜひその方向でいくべきではないかという議長からの御提案もいただいているところである。

そういう方向でまとめてよろしいか。

坂本(茂)委員

基本はそれで。

西森副議長が言われたように、例えば、質問をつくる段階、すり合わせる中で、答弁者を指定する。しかしその答弁によっては、関連する部局とか、あるいは、もっと高度な判断をということで知事に聞く場合があるかもしれないというようなことがあらかじめわかっていたら、それは通告の中に答弁者として入れておいて、その質問に対する答弁いかんによって、その答弁者に質問をする場合があるということとは、事前のすり合わせの中で構わないということか。

武石委員長

それはおっしゃるとおりである。

こういうまとめをしたい。

原則、再質問は、1回目の答弁では不十分であったり、あるいは、答弁によりさらに疑問が生じたといった場合に再度質問するものであるが、ただ、1問目の答弁を前提として再質問をするような場合、つまり、1問目と再質問に、連続性、必然性が認められる場合には、議員の良識に任せる。

こういうことでいくと、坂本委員がおっしゃったようなケースもこれに含まれるという解釈になると思うし、副議長から説明のあった黒岩議員の発言も、これは関連があるので、1問目で疑義が生じたかあるいは答弁不十分であるから確認のため文化生活部長に聞いたということで、連続性があるものだとこの解釈からしても言えると思う。

続ける。しかし、質問に連続性や必然性がないような場合、つまり、1問目のできる質問を、再質問、再々質問とするようなことは、一括質問方式にそぐわないので、基本的に認めないという取りまとめにしておきたいと思う。

そういうことでよろしいか。

西森副議長

そういう面では、県民の会の前田議員の質問は、ちょっと違和感を感じる部分があるね。

武石委員長

そうだね。

今の副議長のお話に照らし合わせてみると、前田議員の質問は、先ほど私が取りまとめ案として申し上げた、1問目のできる質問を、再質問、再々質問とするようなことは、基本的に認めないということに当てはまるだろうと思う。

先ほど申しあげた取りまとめ案ということで、考え方をまとめてもよろしいか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、この件については、そのようなことで取りまとめをしたいと思う。  
もう一回確認のため、議事録に起こすために、取りまとめ案を委員長から言っておく。

結論。

原則、再質問は、1回目の答弁では不十分であったり、あるいは、答弁によりさらに疑問が生じたといった場合に再度質問するものである。ただ、1問目の答弁を前提として再質問をするような場合、つまり、1問目と再質問に、連続性、必然性が認められる場合には、議員の良識に任せる。しかし、質問に連続性や必然性がないような場合、つまり、1問目で質問できる質問を、再質問、再々質問でするようなことは、一括質問方式にそぐわないので、基本的に認めない。

こういったことで取りまとめをするが、よろしいか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。  
ほかに、何かないか。

梶原委員

本会議場の音響、照明の設備について、皆様に御検討いただきたい。  
傍聴者から、答弁、発言の音がこもって聞きづらいという声を今まで何回かお聞きした経緯もあるし、議員の中でも、奥の席に座っている議員からは、前の席とは聞こえ方が全く違うという話を聞いた。

そういったことから、傍聴者等に明確に発言を聞いていただくために、音が反響しない対策を考えていただきたいと思う。

どれだけやるかによって予算も変わると思うので、反響しない材質を壁に設置するのに、予算的にどれだけかかるかということ、事務局で調べて提示をしていただきたいと思う。

あわせて、1番登壇機会の多い知事が、ハンカチで汗を拭っている姿もかなり見受けられるし、また、発言をする議員も、代表質問、また一般質問は、50分、40分と長時間になるため照明の熱がかなり熱く感じるので、照明のLED化についても御検討いただきたい。

そのため、LED化にかかるコストを、また逆にランニングコストがどれだけ安くなるのかもあわせて精査していただいて、事務局から議運に御報告いただいた後に、また皆様に御検討いただきたいが、いかがか。

武石委員長

その前に、委員の皆様、今の意見に対して質疑があるか。

坂本(茂)委員

照明は、確かに長時間になると熱いということはあるかもしれない。  
音響は、きちんとマイクの指向性のところに向けてしゃべっても、こもるとかそういうことがあるのか。ちょっとそこが実感としてわからない。

桑名委員

我々は傍聴席で聞いたことがないのであれだが、要は体育館の中でマイクを使っているようなものなので、傍聴者には必ず、聞きづらいと言われる。

そして、マイクに入る入らないではなく、壁の問題だと思う。

国会議事堂は、どこで聞いても同じ音が聞こえるように壁に仕組みがある。要は、

音を吸収するというか、いろいろな凹凸をつけたら音が反響しない、こもらないということがあるので、そういった改善ができるのではないかと思う。

それから、議員はだいたい声大きいから聞こえてくるのだが、答弁者の声は半分も聞こえないということは、傍聴者から必ず言われることである。それは我々が傍聴席に座ったことがないからいけないと思うので、一回、模擬でやってみてはどうか。

米田委員

実情がどうかということをもう少しきちんと把握していただいて、必要であれば対応していただきたいと思う。

本会議で前に立ってしゃべっているときは、僕達にはよくわかる。しかし自席からしゃべっているときは、僕達にも、議員が座っているところでも、わからないことが多い。

そこら辺、改善すべきかなという思いもあるが、実際どうなのかということもよく調査もして、改善するなら早急に判断していただきたい。

池脇委員

議会事務局も、声が小さいと思ったら音量の調整をしっかりとやっている。そうすると、声が低い人がしゃべるときに音量を上げると今度はハウリングします。それを下げたり、大変な調整をしている。

声大きい人が出てきたら、突然、音が大きくなっていたりするというので、大変気を遣ってくれているので、運営する側もあまり気を遣わないような形の音響システムをとっていただいたらいいのではないかと思う。

武石委員長

ほかにないか。

(なし)

武石委員長

それでは、ただいま出た意見に対して、局長、どうぞ。

中島局長

以前からもこういうお話をいただいていたので、今、全国の状況の調査もさせていただいている。

それと並行して、委託している業者にも改善点について相談しているところであるので、そこら辺の整理をさせていただいて、また報告させていただきたい。

武石委員長

めどは。

中島局長

できれば、今後の予算要求に間に合うような形での整理をしていきたい。

武石委員長

来年度ということか。

中島局長

はい。

武石委員長

ということである。来年度まで我慢せよということであるが、それで委員の皆様、納得するのか。

坂本(茂)委員

予算が伴うものなので。

H27.10.7 議会運営委員会

武石委員長 予算が伴うものなので、それでよいと。  
それでは、精査をしているし、これからも精査をして、来年度の予算要求に向けて取り組んでいるということでしょうか。

(異議なし)

武石委員長 ほかにないか。

(なし)

武石委員長 次回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の10月15日木曜日午前9時から開催することとする。

協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。  
本日の常任委員会の開会時刻は、午前10時でしょうか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、常任委員会の開会時刻は、午前10時をめどとする。  
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。